

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 廣瀬 和希
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
R8-S-0522	防衛省サイバーコンテスト（部外）実施役務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和9年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEP S））対象案件）
3. 入札日時 令和8年9月3日(木) （10：30）
4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室
5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6) 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）
6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
7. 入札保証金及び契約保証金 免 除
8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書作成の要否 要
10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、
暴力団排除に関する特約条項 保有個人情報等の取扱いに関する特約条項
11. その他
(1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
(2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
(3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
(4) この一般競争に参加を希望するものは、適合条件を満たすことを証明する書類を
令和8年 8月 24日（月） 14：00 までに提出しなければならない。
(5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、

「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年 9月 1日（火）までに、下記担当者必着分を有効とする。

(6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

(7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を
持参すること。

受付時間 9：30～18：15（12：00～13：00までの間を除く）

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 柴崎 電話 03-3268-3111 内線20824

適合条件

1 条件

契約相手方は、次の条件を満たしていること。

(1) 事業者の要件

a) 過去3年以内に、官公庁又は民間企業等にサイバーセキュリティコンテスト（CTF形式又はハードニング形式を含む。）の企画、運営及び実施した実績を有すること。

b) ISO/ IEC 27001 (ISMS) を取得していること。

c) 作業要員は、以下の資格を有する者を1名以上含むこと。

なお同一人がすべての資格を有することを求めるものではない。

また、コンテスト用問題の作成にあたり、3)の資格者の監修を必須とする。

1) CISSP

2) 情報処理安全確保支援士

3) CEH

(2) 実施体制の構築

a) 本役務における問題（シナリオ）作成にあたり防衛省と協議・調整を行う際は、CTF又はハードニング形式のサイバーセキュリティコンテストにおいて、主催者側の運営責任者として企画及び運営に従事した実務経験を有する者をアドバイザー等の立場で構成員に含めること。

b) a) に掲げる者の実務経験については、対象コンテストの名称・規模、実施時期、及び主催者側の運営責任者としての担当業務の内容を明らかにした書面（実績調書等）を提出し証明すること。

c) a) に掲げる者については、氏名及び役割（アドバイザー等）を明記した実施体制図を提出すること。

2 提出書類

1の条件を満たすことが客観的に確認できる資料として、条件に合致する箇所をハッチングしたうえで以下を添付して提出すること。形式は任意とし、提出書類には会社名等を表示したうえで綴るものとする。

ア) 資格の提出を求めているものについては、資格証又は証明書の写しを添付すること。

イ) 実績の提出を求めているものについては、契約書の写しを添付すること。

なお、提出書類に関する問い合わせは、提出期限前日の17時15分までとする。また、提出した証明書等について、官側が説明を求めたときはこれに応じなければならない。

提出書類については虚偽の無いものとする。

提出された証明書等を審査の結果、当該案件を履行できると認められた者に限り入札の対象とする。

3 提出部数

1 部

4 提出期限

8月24日（月）1400まで

仕様書			
件名	防衛省サイバーコンテスト（部外）実施役務	作成年月日	令和 8 年 7 月 日
		作 成 課	整備計画局 サイバー整備課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、防衛省サイバーコンテスト（部外）実施役務（以下「本役務」という。）について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書または見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書が定める事項がこの仕様書の内容と異なる場合は、この仕様書の内容が優先する。

- a) 著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）
- b) 個人情報保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）
- c) 国等による環境物品の調達に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 0 号）
- d) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 8 年 2 月 3 日変更閣議決定）

2 役務の実施に関する要求

2.1 契約期間

契約日から令和 9 年 3 月 3 1 日（水）までとする。

2.2 本役務の実施体制

2.2.1 体制の確保等

契約の相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には事前に官側と協議すること。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
- b) 前記 a) の業務従事者が、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- c) 上記 a) の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。
- d) 役務全体を統括する責任者を配置すること。
- e) 本役務における問題（シナリオ）作成にあたり防衛省と協議・調整を行う際は、CTF 又はハードニング形式のサイバーセキュリティコンテストにおいて、主催者側の運営責任者として企画及び運営に従事した実務経験を有する者をアドバイザー等の立場で構成員に含めること。

2.2.2 事業者の要件

契約の相手方は、次の条件を満たしていること。

- a) 過去 3 年以内に、官公庁又は民間企業等にサイバーセキュリティコンテスト（CTF 形式又はハードニング形式を含む。）の企画、運営及び実施した実績を有すること。
- b) ISO/IEC 27001 (ISMS) を取得していること。
- c) 作業要員は、以下の資格を有する者を 1 名以上含むこと。なお同一人がすべての資

格を有することを求めるものではない。また、コンテスト用問題の作成にあたり、iii) の資格者の監修を必須とすること。

- i) CISSP
- ii) 情報処理安全確保支援士
- iii) CEH

2.2.3 第三者に係る取り扱い

- a) 契約の相手方は、この役務に第三者に従事させる必要がある場合には、あらかじめ、当該第三者の業務者名簿等を届け出た上で、官側の承認を得るものとし、当該者に契約の相手方と同様の保全の約定をさせること。
- b) 契約の相手方は、本契約の履行に当たり知り得た情報を第三者に漏洩又は他に転用しないこと。

2.3 本役務の目的

サイバーセキュリティを確保する上で必要な能力（マルウェア解析、プログラムのぜい弱性の発見等）を競うサイバーコンテスト（以下「コンテスト」という。）を防衛省が実施（参加者の成績の分析等を含む。）することにより、防衛省・自衛隊においてサイバーセキュリティに関する専門的知見を備えた人材を求めていることを部外へ広く周知するとともに、当該人材を発掘・募集広報することを目的とする。

2.4 本役務において実施する事項

契約の相手方は、官側と調整し、2.5 から 2.9 に掲げる事項を行うこと。なお、本コンテストについては、2回実施するものとし、以下記載事項は各回ごとに対応するものとする。開催時期については契約後に官側と協議するもの。

2.5 募集・広報用資料の作成

2.5.1 募集用資料の作成

- a) 契約の相手方は、官側が提示するコンテストの参加者募集用のポスター図案について助言及び作成し、官側の確認を得ることとする。
- b) 参加者募集用のポスターの表紙サイズ等は、表 1 のとおりとし、納地及び納品数は別表のとおりとする。

なお、納品する際は、ポスターに折りを入れないよう留意し、郵送すること。

- c) 前記 b) の他、官側に電子データ 1 部を、提出すること。
- d) 納期は、表 2 のとおりとする。

表 1

用紙サイズ	紙質	厚さ（連量）	納品総数
A 4	コート紙	1 3 5 k g	4, 0 0 0 部
A 3	コート紙	1 3 5 k g	5 0 0 部
A 1	コート紙	1 3 5 k g	5 0 0 部

2.5.2 ノベルティ（T シャツ）の作成

- a) 契約の相手方は、コンテストのノベルティ T シャツ用のデザイン案を作成し官側の確認を得ることとする。デザイン案を複数作成する際は、同じようなデザイン案とならないよう工夫を施すこと。なお、デザインには最大 5 色を使用可能とすること。
- b) 契約の相手方は、コンテスト終了後、コンテストの成績 1 位から 5 位の参加者及び 1 位から 5 位のチーム構成員に対し、事前に応募フォームで確認したサイズにて T シ

ャツを作成、その後、令和9年3月19日（金）までに本人へ郵送を行う。

2.5.3 ノベルティ（オリジナルステッカー）の作成

- a) 契約の相手方は、ノベルティのオリジナルステッカーを作成することとする。
- b) 契約の相手方は、ステッカーについては、先着で申し込みをされた参加者向けに計3,000部を作成することとし、耐水性のあるものとして、サイズは概ね横5cm×縦8cm以内のものとする。
- c) 契約の相手方は、官側から提示を受けたデザインについて、b)で示すサイズに適用させるための調整を施すこと。
- d) 契約の相手方は、コンテスト終了後、ステッカー配布の対象者に対して令和9年3月19日（金）までに本人へ郵送を行う。

2.5.4 マスコットキャラクターの別デザインの作成

- a) 契約の相手方は、マスコットキャラクターの「ライ」及び「リイ」のデザインを踏襲したうえで、新たなイラスト案を6例（「ライ」及び「リイ」の新規イラストを各2例、両者が描かれたイラストを2例）作成し、官側の確認を得ることとする。なお、デザイン案を複数作成する際は、同じようなデザイン案とならないよう工夫を施すこと。また、マスコットキャラクターに関連するデザイン案については官側に著作権等を帰属させるものとし、本デザイン案を収録した電子データ1部を官側に提出すること。
- b) マスコットキャラクターを用いたコンテストの募集用広報として、数分程度のPR用動画の作成及び配信を、官側の確認を得た上で実施すること。その際、画質については官側と協議の上、フルHD程度を基準とし、動画内のキャラクターは2Dで多少の動きを表現する等の工夫を施すこと。

2.6 参加者の募集、受付、調整・広報業務

a) 募集業務

契約の相手方は、参加者がインターネット経由で応募できるように参加者登録フォーム（別紙1を参考とし、具体的には官側と協議の上で決定する）を準備し、募集を行う。募集期間は12週間程度設けるものとし、応募の上限まで申し込みがあった場合は、そこで打ち切りとする。なお、募集に当たっては、応募者が参加を検討する資とするため、例題を5～10問程度用意して参加者登録フォーム等で事前に公開するとともに、回答後には正誤の判定とともに解答と解説もあわせて表示するものとする。

b) 受付業務

契約の相手方は、参加者登録フォームの項目を満たさない応募について、適宜確認を行う。また、参加者登録フォームのすべての項目を満たした応募者について、受付を完了したメールを送るものとする。

そして、応募者の参加者登録フォームの項目をすべて反映した名簿を作成するものとし、募集締め切り後、速やかに電子データで官側に提供するものとする。

c) 問い合わせ対応

契約の相手方は、募集開始後、サイバーコンテストの参加者へのスコア通知を行うまでの間、参加者等からのコンテストの運用に関する問い合わせに対応するものとする。

d) 調整業務

契約の相手方は、コンテスト終了後に官側からコンテスト参加者への連絡事項などが生じた場合、メールにて送付、回答の報告を行うこと。

e) 広報業務

契約の相手方は、コンテストについて、募集開始時にプレスリリースを行うこと。

2.7 コンテストの実施

2.7.1 実施日等

a) 実施日

令和8年11月から令和9年2月までの間（土日、祝日を含む）を基準として、2回実施することとし、官側と協議の上で決定する。

b) 実施時間

午前9時から午後7時の間のうち8時間程度を基準として、官側と協議の上で決定する。

c) リハーサル

実施日の2週間前を基準として、リハーサルを実施するものとする。

d) 実施形式

参加者がインターネット経由で情報システム（以下「コンテストサーバ」という。）に接続し、問題を解く時間等を競う形式（クイズ形式（いわゆる「Jeopardy形式」））でチーム戦や対戦型を基準とする（細かな仕様については契約締結後に官側と協議するものとする）。コンテストサーバのドメインについては、官側と協議の上で「go.jp」ドメインの取得や、防衛省を想起させないドメインとするほか、検索エンジンの検索結果などに防衛省のCTFドメインであったことがキャッシュされないよう工夫を施すこと。

e) 参加者数

各実施回最大3,000名程度とする。

2.7.2 ID、パスワードの生成等

契約の相手方は、官側及び参加者がコンテストサーバに接続するために必要となるID、パスワード等を生成した上で官側に提出するとともに、参加者の電子メールアドレス宛に送付すること。その際、サイバーコンテストの参加要領も送付すること。

2.7.3 問題の作成

契約の相手方は、本役務の目的、実施時間等を踏まえて次に挙げる分野の問題を基準として、各難易度が最低1問含まれるよう、30問程度作成し、官側に提出すること。具体的な内容については契約後に官側と協議をすること。

a) 分野（括弧内は問題数の一案）

プログラミング（4問）、ネットワーク（4問）、ウェブアプリケーション（5問）、暗号（4問）、フォレンジック／バイナリ解析（5問）、PWN（5問）、その他／トリビア（3問）

b) 難易度

易しい(IPA 共通キャリア・スキルフレームワークレベル1相当)、中程度(同レベル2～3相当)、難しい(同レベル4相当)

なお、当省が別途示す過年度に実施した「防衛省サイバーコンテスト」において出題した問題と同一のものは、使用できないものとする（問題の一部を再利用することは可）。

c) 留意事項

問題作成に当たっては、上位10チーム程度までを順位付けした上で防衛省ホームペ

ージ上に掲載することを踏まえて、なるべく上位10チーム程度が同点・同順位で並ぶ結果にならないよう工夫を施すものとする。特に生成AIを活用した回答が可能な状況を考慮して、生成AIの活用だけでは回答が難しい性質の問題を盛り込むことを検討することに加え、本コンテストの趣旨や競技性を考慮して自動回答を防止する方法を検討すること。

また、同点・同順位で並ぶ結果が発生した場合は、回答完了までの所要時間の短さで優劣をつけることとし、その旨を事前に公表するとともに、回答者ごとの回答完了までの所要時間を記録して官側の求めに応じて情報を提供すること。

なお、参加者の計上は、コンテストサーバにアクセスして試験開始した時点を基準として参加者に含めるものとして考え、回答の送信までを必要としないことに留意すること（細かな仕様については契約締結後に官側と協議するものとする）。

2.7.4 問題の取扱い

契約の相手方は、問題の作成開始から納品するまでの間、外部に当該問題が漏洩等しないように厳重に管理することとし、万が一、漏洩等が確認された（疑いを含む）場合は、新たに問題を作成すること。

2.7.5 コンテストサーバの構築及び運用

a) 構築

契約の相手方は、以下の機能を有するコンテストサーバを構築すること。

- 1) 官側及び参加者がインターネット経由で接続し、コンテストに参加ができること。
- 2) 個別に割り当てられたID、パスワード等を用いて官側及び参加者の認証ができること。
- 3) 個々の参加者の回答状況を（参加人数、順位、点数など）をリアルタイムで表示することや情報共有の掲示板（コンテスト運営側から参加者への競技中の案内）ができること。
- 4) 官側及び全ての参加者によって同時に接続が行われた場合も、支障なく運用ができること。

b) 運用

契約の相手方は、接続試験等のため、コンテスト実施日のおおむね2週間前から、コンテストサーバの運用を開始すること（官側と要協議）。また、契約の相手方は、ID、パスワード等を参加者に通知した時からコンテスト終了時までの間、参加者からのメールによる問合せに対応する窓口を設置し、運用すること。

2.7.6 コンテスト終了後の参加者へのアンケート・集計

契約の相手方は、官側の用意する質問項目を元にアンケートを作成し、官側に確認の上コンテスト参加者にアンケートを実施する。コンテスト開始前にはアンケートへの回答を促すお知らせを行うとともに、アンケートの回答期限はコンテスト終了後より1時間程度遅い時間を設定する等、官側と協議の上で決定する。また、アンケート締切り後は、速やかに集計を行い官側に確認を得た上で、電子データとして提出すること。

2.8 成績の分析、成績個票の送付等

契約の相手方は、コンテスト終了後、速やかに参加者のスコアと順位を官側に提供するものとする。また、参加者の成績の分析を行った上で、参加者の成績、コンテストにおける課題・対応策等を記載した役務実施報告書を作成すること。更に、契約の相手方

は、参加者個人及びチームの成績を記載した成績個票及び問題の解答・解説を、官側と協議の上で官側から提供を受けた参加者の電子メールアドレス宛に送付すること。

2.9 採用説明会の支援

契約の相手方は、コンテスト終了後、以下のとおり説明会の支援を行うこと。

a) 場所の提供

契約の相手方は、都内にて20名程度がオンライン説明会を行うために適切な場所を提供すること。

b) 器材の提供

契約の相手方は、1,000名程度に向けオンライン説明会を実施するのに十分な性能をもつ端末、ネットワーク環境等を官側に提供すること。

d) 開催にかかる調整

契約の相手方は、コンテスト終了後、官側の指示に従いサイバーコンテスト参加者に案内メールを送付し、問い合わせがあった場合には官側へ確認の上回答すること。

e) 参加者等の記録・報告

契約の相手方は、採用説明会への参加者及び参加者からの質疑を記録し、コンテスト終了後、官側に対し説明会参加者のリストを電子データにて提出すること。

3 実施要領

3.1 体制表の作成

契約の相手方は、官側と調整の上、本役務に係る業務従事者を記載した体制表を作成し、官側へ提出すること。

3.2 実施計画書の作成

契約の相手方は、官側と調整の上、契約後速やかに本役務に係る実施計画書を作成し、官側に提出すること。

3.3 官側への報告

契約の相手方は、官側と調整の上、実施内容等について毎月1回以上及び官側が必要と判断し求めた場合、官側に本役務の進捗等を報告し、指示を受けること。

3.4 言語

本役務において作成する資料は日本語で記載するものとし、日本語以外のものが含まれる場合には、参考文献及び引用文献を除き日本語訳を付けるものとする。

4 提出資料等

契約の相手方は、表2に示す提出資料を防衛省整備計画局サイバー整備課に提出すること。

表2 提出資料

番号	項目	提出時期・期限	備考
1	実施計画書	契約後速やかに	書面1部
2	実施体制表	契約後速やかに	書面1部

3	参加者募集用資料	各実施回ごと官側と要協議	2.5.1の記載のとおり。
4	ノベルティのデザイン等	デザイン決定後、速やかに	2.5.2から2.5.5の記載のとおり。
5	応募者名簿	応募締め切り後、速やかに	電子媒体1部
6	問題、ID、パスワード	コンテスト実施日の2週間前（官側と要協議）	電子媒体1部
7	参加者スコア	コンテスト終了後、速やかに	電子媒体1部
8	役務実施報告書	契約納期まで	書面1部、電子媒体1部
9	アンケート集計結果	アンケート締め切り後、速やかに	電子媒体1部
10	説明会参加者リスト	説明会終了後、速やかに	電子媒体1部
11	マスコットキャラクターのデザイン等	デザイン決定後、速やかに	2.5.4の記載のとおり
12	問題の解答、解説	契約納期まで	電子媒体1部

5 著作権等

著作権その他の権利は、別紙2のとおり取り扱うこと。

6 秘密保持及び個人情報の保護

- a) 個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及びこれに基づく規則等を遵守すること。
- b) 本業務を実施するに当たって業務上知り得た情報及び個人の情報を開示し、漏洩し、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
- c) 契約相手方の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて契約相手方が負担すること。
- d) 作業を派遣労働者に行わせる場合を含め直接雇用していない第三者の使用人等に業務従事させる場合には、本業務の一部を再委託する場合の手続きに準じて労働者派遣契約書に秘密保持義務など個人情報等の適正な取扱いに関する事項を明記し、作業実施前に教育を実施し、認識を徹底させること。なお、受託者はその旨を証明する書類を提出し、官側の承認を得た上で実施すること。
- e) この項目については、契約期間の終了後においても同様とする。

7 再委託

- a) 契約相手方は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

- b) 契約相手方は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、再委託先の事業者名、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法（以下「再委託先名等」という。）について記載した文書を提出し、官側の承認を受けなければならない。
- c) 契約相手方は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先名等を明らかにした上で、官側の承認を受けなければならない。
- d) 契約相手方は、b)又はc)により再委託を行う場合には、契約相手方が官側に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し6に掲げる事項について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取しなければならない。
- e) b)又はc)に基づき再委託先の事業者に義務を実施させる場合は、全て契約相手方の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、契約相手方の責に帰すべき事由とみなして契約相手方が責任を負うものとする。

8 その他

8.1 検査

検査は、この仕様書に基づき支出負担行為担当官補助者が行うものとする。

8.2 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の遵守

本調達物品等は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和8年2月3日変更閣議決定）の基準を満たすものであること。また、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

8.3 輸送

輸送は環境に配慮されたものとし、ディーゼル車を使用する場合は、「東京都の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都条例第215号）に規定するディーゼル車規制に適合する自動車を使用し、又は使用させること。また、使用させる自動車の自動車検査証（車検証）の提示を求められた場合、速やかに提示すること。

8.4 疑義事項

この仕様書の内容について疑義を生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

防衛省サイバーコンテスト 参加者登録フォーム

(例。細部は官側
と協議する)

半角カタカナ、丸囲みの数字、ローマ数字、全角1文字となっている単位・記号、旧字体／異字体等の環境依存文字はお使いいただけません。

氏名（必須）

ふりがな（必須）

ハンドルネーム（任意）

コンテスト参加中に表示される参加者名及び成績優秀者として防衛省のウェブサイトに掲載する名前に、氏名とハンドルネームのどちらの掲載を希望するか選択してください。（必須）

☐

氏名

☒

ハンドルネーム

職業（必須）

生年（西暦）月（必須）

連絡先住所（必須）

（郵便物が届くよう建物名まで記載）

連絡先メールアドレス（必須）

国籍確認のチェック欄（必須）

☐

日本国籍を所持しています

10位以内に入賞した場合のノベルティである、
Tシャツのサイズについて（必須）

☐

Sサイズ

☐

Mサイズ

☐

Lサイズ

☐

LLサイズ

登 録

防衛省サイバーコンテストにおける個人情報の利用目的等

1 個人情報の利用目的

- ☐ コンテストへの参加に必要なユーザーID・パスワード及び成績表の送付、成績優秀者の表彰、参加者との連絡その他のコンテストの実施に係る業務のため
- ☐ 募集の案内その他の防衛省・自衛隊の職員の募集に係る業務のため

2 個人情報の第三者提供

- ☐ **提供する個人情報**
氏名、ハンドルネーム及び連絡先メールアドレス
- ☐ **提供先**
株式会社〇〇〇〇（本コンテストの業務委託会社）
- ☐ **提供先における利用目的**
コンテストへの参加に必要なユーザーID・パスワード及び成績表の送付、参加者との連絡その他のコンテストの実施に係る業務のため

著作権その他の権利

- 1 契約の相手方は、役務実施報告書を作成する場合は、第三者が有する著作権等を侵害することのないよう、必要な処置を講じること。
- 2 この契約において作成した役務実施報告書が第三者の権利を侵害しているとして、官側に対して、第三者が何等らかの請求・主張を行ったときには、契約の相手方が自己の費用にて当該第三者と交渉・訴訟を行い、弁護士費用、その他の費用を含む損害賠償責任は全て契約の相手方が負担すること。
- 3 この契約において創作され納入物となる役務実施報告書の著作物において著作権等が発生する場合、その権利は次によること。ただし、官側は納入された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲において、翻案、複製及び貸与することができる。
 - (1) 契約の相手方が従来から有していた著作権等は、契約の相手方に留保される。(以下「留保著作権等」という。)
 - (2) 契約の相手方は、この契約で新たに契約の相手方が著作した役務実施報告書の著作権を官側に譲渡することとし、役務実施報告書の納入時に**属紙第1**「役務実施報告書に関する著作権譲渡証明書」を作成し、提出すること。
 - (3) 契約の相手方は、提出書類及び納入品に関し、著作権法に規定する著作者人格権を行使しないこととし、役務実施報告書の納入時に**属紙第2**「役務実施報告書に関する著作者人格権不行使証書」を作成し、提出すること。
 - (4) 契約の相手方は、役務実施報告書に関する著作権等の留保を主張する場合は「役務実施報告書に関する著作権譲渡証明書」の附属書として**属紙第3**「役務実施報告書に関する留保著作権等内訳書」を作成し、提出すること。契約の相手方は、提出後速やかに留保部分について官側と協議を行った上で、確認を受けること。また、確認を受けた留保部分に関する詳細資料を官側に提出すること。
- 4 契約の相手方は、著作権等の帰属等に関し疑義が発生した場合は、その都度官側と協議して解決すること。また、協議において取決めを行った場合、契約の相手方は、取り決めた文書を速やかに官側に提出し、確認を受けること。

役務実施報告書に関する著作権譲渡証明書

令和 年 月 日

甲

殿

乙 住 所
会 社 名
代表者名

統制番号 (調達要求番号)			
品名			
契約金額		納入先部隊等名 (納入場所)	
数量・単位			
単価		契約番号及び年月日	

乙は、上記契約により作成した役務実施報告書に関する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）を令和 年 月 日に甲に対して譲渡したことに相違ありませんので、本証明書を提出いたします。ただし、甲及び乙の協議の下、乙への留保が認められた著作権は除くものといたします。

役務実施報告書に関する著作権人格権不行使証明

令和 年 月 日

甲

殿

乙 住 所
会 社 名
代表者名

統制番号 (調達要求番号)			
品名			
契約金額		納入先部隊等名 (納入場所)	
数量・単位			
単価		契約番号及び年月日	

乙は、上記契約により作成した役務実施報告書に関する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 18 条から第 20 条に定める全ての権利を含む。）を行使しないことを約束し、本証明書を提出いたします。

なお、著作権人格権を行使しようとする場合には、甲の承認を得るものとします。

役務実施報告書に関する留保著作権等内訳書

役務実施報告書に関する著作権譲渡証明書のただし書により、乙に留保される著作権等の内訳は、次のとおりです。

該当範囲	
該当箇所	
理由	

別表

参加者募集用資料の納地及び納品数

宛先	住所	納品数
防衛省整備計画局 サイバー整備課	〒162-8801 新宿区市谷本村町 5 丁目 1	A 4 : 1 6 0 部 A 3 : 1 5 部 A 1 : 1 5 部
自衛隊札幌地方協力本部 総務課長気付	〒060-0004 札幌市中央区北四条西 15 丁目 1	A 4 : 8 0 部 A 3 : 8 部 A 1 : 8 部
自衛隊函館地方協力本部 総務課長気付	〒042-0934 函館市広野町 6 番 25 号	A 4 : 5 0 部 A 3 : 5 部 A 1 : 5 部
自衛隊旭川地方協力本部 総務課長気付	〒070-0902 旭川市春光町国有無番地	A 4 : 3 0 部 A 3 : 3 部 A 1 : 3 部
自衛隊帯広地方協力本部 総務課長気付	〒080-0024 帯広市西 14 条南 14 丁目 4	A 4 : 3 0 部 A 3 : 3 部 A 1 : 3 部
自衛隊青森地方協力本部 総務課長気付	〒030-0861 青森市長島 1 丁目 3-5 青森第 2 地方合同庁舎 2F	A 4 : 3 0 部 A 3 : 7 部 A 1 : 7 部
自衛隊岩手地方協力本部 総務課長気付	〒020-0023 盛岡市内丸 7-25 盛岡合同庁舎 2F	A 4 : 3 0 部 A 3 : 7 部 A 1 : 7 部
自衛隊宮城地方協力本部 総務課長気付	〒983-0842 仙台市宮城野区五輪 1 丁目 3-15 仙台第 3 合同 庁舎 1F	A 4 : 5 0 部 A 3 : 1 0 部 A 1 : 1 0 部
自衛隊秋田地方協力本部 総務課長気付	〒010-0951 秋田市山王 4 丁目 3 番 34 号	A 4 : 3 0 部 A 3 : 7 部 A 1 : 7 部
自衛隊山形地方協力本部 総務課長気付	〒990-0041 山形市緑町 1 丁目 5-48 山形地方合同庁舎	A 4 : 3 0 部 A 3 : 7 部 A 1 : 7 部
自衛隊福島地方協力本部 総務課長気付	〒960-8162 福島市南町 86 番地	A 4 : 3 0 部 A 3 : 7 部 A 1 : 7 部
自衛隊茨城地方協力本部 総務課長気付	〒310-0061 水戸市北見町 1-11 水戸地方合同庁舎	A 4 : 1 5 0 部 A 3 : 1 2 部 A 1 : 1 2 部

自衛隊栃木地方協力本部 総務課長気付	〒320-0043 宇都宮市桜 5 丁目 1-13 宇都宮地方合同庁舎 2F	A 4 : 4 0 部 A 3 : 9 部 A 1 : 9 部
自衛隊群馬地方協力本部 総務課長気付	〒371-0805 前橋市南町 3 丁目 64-12	A 4 : 5 0 部 A 3 : 1 0 部 A 1 : 1 0 部
自衛隊埼玉地方協力本部 総務課長気付	〒330-0061 さいたま市浦和区常盤 4 丁目 11-15 浦和合同 庁舎 3F	A 4 : 2 0 0 部 A 3 : 1 2 部 A 1 : 1 2 部
自衛隊千葉地方協力本部 総務課長気付	〒263-0021 千葉市稲毛区轟町 1 丁目 1 番 17 号	A 4 : 2 0 0 部 A 3 : 1 2 部 A 1 : 1 2 部
自衛隊東京地方協力本部 総務課長気付	〒162-8850 新宿区市谷本村町 10 番 1 号	A 4 : 5 0 0 部 A 3 : 2 5 部 A 1 : 2 5 部
自衛隊神奈川地方協力本部 総務課長気付	〒231-0023 横浜市中区山下町 253-2	A 4 : 2 0 0 部 A 3 : 1 2 部 A 1 : 1 2 部
自衛隊新潟地方協力本部 総務課長気付	〒950-8627 新潟市中央区美咲町 1 丁目 1-1 新潟美咲合同 庁舎 1 号館 7F	A 4 : 4 0 部 A 3 : 9 部 A 1 : 9 部
自衛隊山梨地方協力本部 総務課長気付	〒400-0031 甲府市丸の内 1-1-18 甲府合同庁舎 2F	A 4 : 4 0 部 A 3 : 9 部 A 1 : 9 部
自衛隊長野地方協力本部 総務課長気付	〒380-0846 長野市旭町 1108 長野第 2 合同庁舎 1F	A 4 : 4 0 部 A 3 : 9 部 A 1 : 9 部
自衛隊静岡地方協力本部 総務課長気付	〒420-0821 静岡市葵区柚木 366 番地	A 4 : 4 0 部 A 3 : 9 部 A 1 : 9 部
自衛隊富山地方協力本部 総務課長気付	〒930-0856 富山市牛島新町 6 丁目 24 番	A 4 : 4 0 部 A 3 : 9 部 A 1 : 9 部
自衛隊石川地方協力本部 総務課長気付	〒921-8506 金沢市新神田 4 丁目 3-10 金沢新神田合同庁舎 3F	A 4 : 5 0 部 A 3 : 1 0 部 A 1 : 1 0 部
自衛隊福井地方協力本部 総務課長気付	〒910-0019 福井市春山 1 丁目 1-54 福井春山合同庁舎 10 階	A 4 : 4 0 部 A 3 : 9 部 A 1 : 9 部

自衛隊岐阜地方協力本部 総務課長気付	〒502-0817 岐阜市長良福光 2675-3	A 4 : 4 0 部 A 3 : 9 部 A 1 : 9 部
自衛隊愛知地方協力本部 総務課長気付	〒454-0003 名古屋市中川区松重町 3-41	A 4 : 2 0 0 部 A 3 : 1 5 部 A 1 : 1 5 部
自衛隊三重地方協力本部 総務課長気付	〒514-0003 津市桜橋 1 丁目 91	A 4 : 4 0 部 A 3 : 9 部 A 1 : 9 部
自衛隊滋賀地方協力本部 総務課長気付	〒520-0044 大津市京町 3 丁目 1 番 1 号 大津びわ湖合同庁舎 5F	A 4 : 3 0 部 A 3 : 7 部 A 1 : 7 部
自衛隊京都地方協力本部 総務課長気付	〒604-8482 京都市中京区西ノ京笠殿町 38	A 4 : 8 0 部 A 3 : 1 2 部 A 1 : 1 2 部
自衛隊大阪地方協力本部 総務課長気付	〒540-0008 大阪市中央区大手前 4-1-67 大阪合同庁舎第 2 号館 3F	A 4 : 3 0 0 部 A 3 : 2 0 部 A 1 : 2 0 部
自衛隊兵庫地方協力本部 総務課長気付	〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通 1-4-3 神戸防災合同庁舎 4F	A 4 : 8 0 部 A 3 : 1 2 部 A 1 : 1 2 部
自衛隊奈良地方協力本部 総務課長気付	〒630-8301 奈良市高畑町 552 奈良第 2 地方合同庁舎内	A 4 : 3 0 部 A 3 : 7 部 A 1 : 7 部
自衛隊和歌山地方協力本部 総務課長気付	〒640-8287 和歌山市築港 1 丁目 14 番 6 号	A 4 : 3 0 部 A 3 : 7 部 A 1 : 7 部
自衛隊鳥取地方協力本部 総務課長気付	〒680-0845 鳥取市富安 2-89-4 鳥取第 1 地方合同庁舎 6F	A 4 : 3 0 部 A 3 : 7 部 A 1 : 7 部
自衛隊島根地方協力本部 総務課長気付	〒690-0841 松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎 4 階	A 4 : 3 0 部 A 3 : 7 部 A 1 : 7 部
自衛隊岡山地方協力本部 総務課長気付	〒700-8517 岡山市北区下石井 1 丁目 4-1 岡山第 2 合同庁舎 2F	A 4 : 4 0 部 A 3 : 9 部 A 1 : 9 部
自衛隊広島地方協力本部 総務課長気付	〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館 6F	A 4 : 8 0 部 A 3 : 1 2 部 A 1 : 1 2 部

自衛隊山口地方協力本部 総務課長気付	〒753-0092 山口市八幡馬場 814	A 4 : 3 0 部 A 3 : 7 部 A 1 : 7 部
自衛隊徳島地方協力本部 総務課長気付	〒770-0941 徳島市万代町 3 丁目 5 徳島第 2 地方合同庁舎 5F	A 4 : 4 0 部 A 3 : 9 部 A 1 : 9 部
自衛隊香川地方協力本部 総務課長気付	〒760-0019 香川県高松市サンポート 3-33 高松サンポー ト合同庁舎南館 2F	A 4 : 4 0 部 A 3 : 9 部 A 1 : 9 部
自衛隊愛媛地方協力本部 総務課長気付	〒790-0003 松山市三番町 8-352-1	A 4 : 3 0 部 A 3 : 8 部 A 1 : 8 部
自衛隊高知地方協力本部 総務課長気付	〒780-0061 高知市栄田町 2-2-10 高知よさこい咲都合同 庁舎 8F	A 4 : 5 0 部 A 3 : 1 0 部 A 1 : 1 0 部
自衛隊福岡地方協力本部 総務課長気付	〒812-0878 福岡市博多区竹丘町 1 丁目 12 番	A 4 : 2 0 0 部 A 3 : 1 5 部 A 1 : 1 5 部
自衛隊佐賀地方協力本部 総務課長気付	〒840-0047 佐賀市与賀町 2 番 18 号	A 4 : 5 0 部 A 3 : 1 0 部 A 1 : 1 0 部
自衛隊長崎地方協力本部 総務課長気付	〒850-0862 長崎市出島町 2-25 防衛省合同庁舎 2F	A 4 : 4 0 部 A 3 : 9 部 A 1 : 9 部
自衛隊大分地方協力本部 総務課長気付	〒870-0016 大分市新川町 2 丁目 1 番 36 号 大分合同庁舎 5F	A 4 : 5 0 部 A 3 : 1 0 部 A 1 : 1 0 部
自衛隊熊本地方協力本部 総務課長気付	〒860-0047 熊本市西区春日 2 丁目 10 番 1 号 熊本地方合 同庁舎 B 棟 3 階	A 4 : 8 0 部 A 3 : 1 2 部 A 1 : 1 2 部
自衛隊宮崎地方協力本部 総務課長気付	〒880-0901 宮崎市東大淀 2 丁目 1-39	A 4 : 4 0 部 A 3 : 9 部 A 1 : 9 部
自衛隊鹿児島地方協力本部 総務課長気付	〒890-8541 鹿児島市東郡元町 4 番 1 号 鹿児島第 2 地方合 同庁舎 1F	A 4 : 8 0 部 A 3 : 1 2 部 A 1 : 1 2 部
自衛隊沖縄地方協力本部 総務課長気付	〒900-0016 那覇市前島 3 丁目 24-3-1	A 4 : 8 0 部 A 3 : 1 2 部 A 1 : 1 2 部

注：上記は公告時点の目安情報であるため発送前に納地先の住所を官側に改めて確認すること。